

議案第 130 号

松阪市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部改正について

松阪市工場立地法に基づく準則を定める条例（令和 3 年松阪市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 11 月 26 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

松阪市工場立地法に基づく準則を定める条例（令和 3 年松阪市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表乙区域の項対象区域の欄中「工業専用地域」の次に「並びに同法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号の地区計画に定められた区域」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。